

2024年2月〇日

〇〇県〇〇市区町村会長  
〇〇 〇〇 様

全日本自治団体労働組合〇〇県本部  
執行委員長 〇 〇 〇 〇

同 公共サービス民間労働組合評議会  
議 長 〇 〇 〇 〇

## 委託業務などにおける労務費の価格転嫁に関する要請書

日頃より、地方自治と地域公共サービスの発展にご尽力いただき、心より敬意を表します。

内閣官房および公正取引委員会は、昨年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費指針」という）を公表しました。原材料価格やエネルギーコストと比べて難しいとされる「労務費」も価格転嫁すべきであると明確に打ち出し、価格交渉への行動指針を取りまとめています。

地方公共団体についても、本年1月12日付け総務省自治行政局行政課長通知（総行行第23号）において、労務指針を踏まえた対応により、労務費の適切な価格転嫁を図るよう求めています。

つきましては、労務費指針等および本要請の主旨をご理解いただき、委託業務や指定管理者の施設運営（以下、「委託業務など」という）に従事する者が安心して良質な地域公共サービスを提供できる労働環境とするため、下記事項について特段のご尽力を要請いたします。

### 記

1. 最低賃金やその近傍の人件費単価が用いられた委託業務などを把握し、県内春闘結果を踏まえ円滑な価格転嫁が図られるよう契約などの金額を変更すること。

2. 複数年にわたる委託業務などの期間中に、労務費などの実勢価格に変化が生じた場合に、状況に応じた必要な金額変更の実施などの適切な対策を講ずることとし、その方針を公表すること。
3. 委託業務などの相手方から労務費の上昇を理由に価格引き上げを求められた場合には、リスク分担の定めに関わらず、当該団体との協議を行うこと。また、労務費の転嫁を求められたことを理由に不利益な取り扱いをしない方針を公表すること。
4. ○○県(政令市の場合、○○市)人事委員会の職種別民間給与実態調査を用いて、労務費の上昇分にかかる委託業務などの価格引き上げを行うこと。
5. 各市区町村の事業活動については独占禁止法上の事業者として規制対象となることから、関係組織に対し、労務費指針に沿って対応するよう周知すること。

以 上